

～農地を有効に活用するために～ 農地パトロールにご協力ください (7月下旬～9月上旬)



【問合せ】 農業委員会事務局 電話0241-62-6320

法律に基づく調査を 順次実施します

農業委員会では、毎年7月から9月を農地パトロール月間と定め、農地の利用状況を総点検しています。

この調査は、農地法に基づく「農地利用状況調査」と農林水産省指定の「荒廃農地調査」を兼ねて実施します。調査にあたっては、農業委員と農地利用最適化推進委員が手分けして、現地を巡回します。正確な調査を実施するため、農地に立ち入らせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

町内全域の農地が 調査対象です

遊休農地の実態を把握することや農地の無断転用を早期に発見することを目的として、町内全域の農地を対象に調査を実施します。「農地の荒廃を最小限に食い止めること」が、何よりも重要です。調査の結果によっては、遊休農地の所有者に対し、農地利用の意向を確認する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点があれば、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農地の貸し借りや農地転用にあたって 正しい手続きを踏みましょう



■手続き内容を確認しましょう

正しい手続きをしていない、いわゆる「ヤミ小作」は違法行為です。農地のトラブルが発生した場合でも、法的に守られません。

農地の貸し借りをを行う上で、必要な手続きは次の3つです。

- 1 農地法に基づく許可申請
- 2 農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の申し出
- 3 農地中間管理事業推進法に基づく契約

■お手軽な「利用権設定」

前述2の「利用権設定」には、次のようなメリットがあります。

- ・ 農地全ての耕作を担うこと
- ・ 必要な農作業に常時従事すること
- ・ 農地を効率的に利用し、耕作すること

- ・ 農地法の許可申請が不要です。
- ・ 契約期間が満了したときは、貸した農地が確実に返還されるため、再度安心して貸すことができます。
- ・ 契約期間が満了する前に、あらかじめ農業委員会から貸付人と借受人の双方にお知らせします。

■手続きは簡単に済みます

貸付人と借受人が話し合い、「利用権設定申出書」に必要な事項を記入して、農業委員会事務局または各総合支所振興課に提出いただくだけです。随時受け付けています。

申出書を受理後、町で申出内容を月ごとにとりまとめた「農地利用集積計画」を作成します。必要な審査などを経て公告することで、権利設定が確定します。

■農地を借りるための3要件

課税地目が原野、山林など農地以外の地目であっても、登記地目が農地であれば、農地法が適用されますのでご注意ください。

農地転用制度は、食料の安定供給の



■農地転用には許可が必要です

農地（田や畑など）を農地以外の地目に変更することを「農地転用」といい、県知事などの許可が必要です。

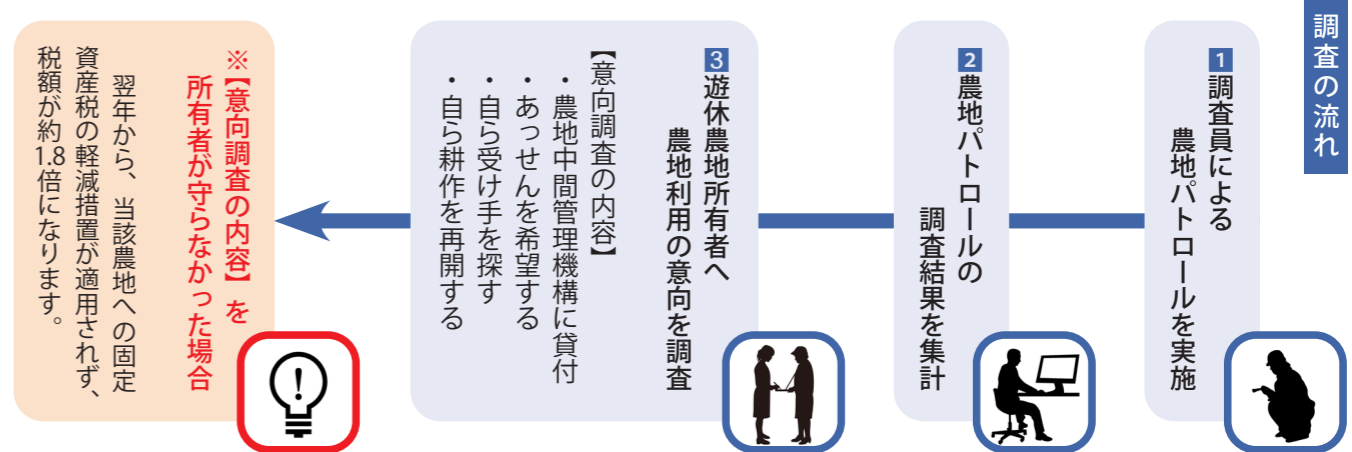
許可を受けずに農地を転用すると、原状回復命令や罰則（3年以下の懲役または300万円以下の罰金）の適用があります。

また、届け出をせずに土を盛ったり、資材や自動車の置き場などに使用することも違反です。

課税地目が原野、山林など農地以外の地目であっても、登記地目が農地であれば、農地法が適用されますのでご注意ください。

農地転用制度は、食料の安定供給の

調査の流れ



新たな農地利用最適化 推進委員を紹介します

農地利用最適化推進委員は、農地の確保や利用調整など、農地利用の最適化に関わる活動に加え、農地の所有権移転、農地の転用といった農地法第3条、第4条、第5条関係の調査なども行います。

農地利用最適化推進委員は、それぞれ担当地域を有していますが、このたび田島第3区（長野区域）の委員が変更となりましたので紹介します。



星 仁 推進委員
田島第3区(長野区域) 担当

担当区域にお住まいの方は、お気軽にご相談ください。